

令和5年10月1日から

横浜駅周辺の喫煙禁止地区を拡大します

横浜市では、たばこの吸い殻のポイ捨てなどの防止のため、人通りの多い8か所の駅周辺や繁華街を喫煙禁止地区にしています。このうち、横浜駅周辺の指定区域を令和5年10月1日（日）から拡大し、喫煙禁止地区等指導員の巡回・指導が始まります。

横浜駅周辺の美化のため、皆様のご協力をお願いします。

私たち喫煙禁止地区等指導員が巡回します！



- 1 根拠条例
横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例
- 2 指定拡大区域
上記「拡大エリア」のとおり、南幸1丁目から南幸2丁目の一部



区域内の路面に掲示しています

【喫煙禁止地区について】

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」では、たばこの吸い殻のポイ捨てや、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、喫煙禁止地区について規定しています。

- ・喫煙とは、たばこを吸うことのほか、火の付いたたばこを持つことも含みます。
- ・指定地区内の屋外における公共の場所において喫煙した場合、罰則として2,000円の過料を科しています。

拡大するエリアの周辺で歩きたばこ・ポイ捨て・受動喫煙の防止の呼び掛けや、清掃・啓発キャンペーンを実施します。

- ・9月29日（金）14時00分～14時30分、15時00分～16時00分（周辺清掃）
- ・10月2日（月）9時00分～10時00分

お問合せ先

資源循環局街の美化推進課長 藤塚 貴代 Tel 045-671-2536